

長野県 高体連主催大会におけるユニフォーム規定について(改訂版)

長野県高体連バレーボール専門部

1. ユニフォーム

(1) ユニフォーム

- ①ユニフォームとはゲームシャツ、ゲームパンツ、ソックスを指す。
- ②ユニフォームは配色やデザインが統一されていなければならない。(リベロプレーヤーを除く)
- ③チームは、カラーの異なった2種類のユニフォーム(ゲームシャツ・ゲームパンツ)を用意することが望ましい。
- ④リベロプレーヤーはチームの他の競技者とははっきりと区別できる対照的な色のユニフォーム(少なくともゲームシャツだけは)を着用しなければならない。(左右対称とか上下対称ということではなく、はっきりと区別できるデザインであること。)リベロが2名の場合、リベロはチームの他の競技者と異なる色で、さらにお互いに異なる色のユニフォームを着用することもできる。

(2) ゲームシャツ・ゲームパンツ

- ①ゲームシャツおよびゲームパンツは色、デザインが統一されていること。
- ②ゲームシャツは半袖、長袖、ノースリーブが混在していてもよい。

※今後、形状を統一する方向です。新たにユニフォームを作成される場合は形状の統一をお願いします。

- ③ゲームシャツの裾については、ゲームパンツに入る形状のみとする。

※高体連独自の規定です。JVAの規定とは異なります。

(3) ソックス

- ①色および長さが統一していること。

(4) トレーニングウェアの着用

- ①気温が規定を下回る場合には、主審の許可を得て、全員が統一したデザインで競技者番号のついているものに限り着用することが出来る。

2. 競技者番号

- (1)ユニフォーム(ゲームシャツ)には、競技者番号がユニフォームとははっきりと区別できる対照的な色で、明確に表示されていなければならない。
- (2)競技者番号は 1～14 番までが望ましい。
- (3)競技者番号のサイズは、次の通りとする。

	高さ	字幅
①シャツ胸部・中央上	15cm 以上	2cm以上
②シャツ背部・中央	20cm以上	2cm以上

- (4)ゲームパンツ前面右下に、高さ 4～6cm、字幅 1cm 以上の競技者番号を付けてもよいが、全員がそろっていないなければならない。

3. チームキャプテン

- (1)チームキャプテンは、胸のナンバーの下に長さ 8cm、幅 2cm のマークをゲームシャツと異なった色で付けていなければならない。

4. チームネーム

- (1) ゲームシャツの胸部もしくは背部に学校名または学校略称を付けなければならない。
 - ① 学校略称は正式な校名が明確にわかるものとする。
 - ② 校章や学校公式ロゴを付けてもよい。ただし、学校で規定されていないチーム独自のマークなどについてはこれを認めない。
- (2) ゲームシャツに所属する都道府県名を付けてもよい。ただし、文字のサイズは学校名または校名略称よりも小さくすることとする。
- (3) ゲームパンツに校名を入れる場合には(1)の規定に準じる。

5. マニュファクチャーロゴ

- (1) 大会は JVA のユニフォーム規定に従うこととする。

6. その他の表示

- (1) ユニフォームには上記2～5以外表示はつけてはならない。

7. トレーニングウェア

- (1) トレーニングウェアは全員が統一されていることが望ましい。
- (2) トレーニングウェアには学校名、選手番号を付けることができる。

8. アンダーウェア等について

- (1) アンダーウェアはユニフォームの袖や裾、首等からはみ出してはならない。ただし、プレーの動作によってユニフォームの下から見えてしまうことは故意に見せるものでない限り制限されない。

※今年度は、全国高体連の対応と同様に、規定は変えず下記のような運用にて対応いたします。
○ユニフォームの袖や裾、首等からはみ出しても良いが、白、紺、黒のいずれかの色で単色であること。(チームメンバー全員が揃っている必要はない)

- (2) 医療を目的としたサポーター類は、プレー上危険ある場合や、プレーに有利に働く場合を除いて、規制されない。
- (3) 腰に帯状にまくサポーター・コルセット類はユニフォームの下に着用しなければならない。

9. チーム役員の服装

- (1) 全国高体連が主催する大会におけるチーム役員の服装については以下の通り規定する。ブロック大会ならびに都道府県大会における本規定の適用範囲については主催者の判断とする。
- (2) チーム役員は、ジャケットを着用するか、チームで統一された服装でなければならない。
- (3) 監督がジャケットを着用し、その他のチーム役員が統一された服装であれば許可される。
- (4) 統一された服装であっても、Tシャツ等の襟の無いものや、短パン、ハーフパンツは許可されない。

※高体連独自の規定です。JVAの規定とは異なります。

令和5年1月制定

令和8年4月変更

※今後作成するユニフォームはこの規定を採用すること。

※運用期間として、現在使用しているものについては、この限りではない。